凍結【受精卵（胚）・卵子・精子】保存延長申請・同意書

*胚・卵子・精子のいずれかに必ず〇印を記入下さい

① 凍結物の保管期間は凍結した日の１年後の月末日となります。
② 更新受付期間は保存期限日の１カ月前より期限日までとなります。
更新受付期間内に更新のお手続きをお願いします。
③ 更新手続は保険の更新は窓口のみ（診察あり）、自費の更新は窓口又は郵送で受け付けます。
④ 保存期間内に更新手続と、代金支払の両方が完了していない場合は、お預かりしている受精卵・卵子・精子を廃棄いたします。
⑤ 保存期限が1日でも過ぎた場合は、1年分の自費更新料が発生します。また廃棄をご希望の場合でも保存期限を過ぎた場合は1年分の自費更新料のお支払いが必要です。
⑥ 住所・氏名・電話番号・メールアドレス、その他の連絡先を変更された場合には、 すみやかに当院へご連絡ください。 ご連絡がない場合、当院が発送した通知類は、発送日から1週間を経過したときに、お手元に届いたものとみなします。
⑥ 廃棄を希望される場合は、凍結受精卵（胚）・卵子・精子 廃棄申請・同意書の提出が必要です。
⑦ ご夫婦の離婚・配偶者の死亡・女性の生殖年齢を超えた場合（当院の基準は５０歳です）は廃棄となります。

凍結期限は下記のとおりです。

２０　　年　　月　　日

医療法人社団　雙葉会　はなおかIVFクリニック品川
院長　花岡　嘉奈子　殿

夫婦ともに上記について十分に理解し、納得し、同意致しましたので、
下記の如く署名します。

同意日：　　年　　月　　日

本人（妻）　診察券番号＿＿＿＿＿＿　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自筆）

住所：〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

配偶者（夫）診察券番号＿＿＿＿＿＿＿　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自筆）

住所：〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（同上でも可）